

令和4年度

人事委員会年報

岡山県人事委員会

# 目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の組織と権限	2
3 人事委員会の委員	3
4 人事委員会の運営	3
(1) 令和4年度人事委員会開催状況	3
(2) 令和4年度人事委員会議事一覧表	4
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	1 1
1 事務局の組織	1 2
2 事務局職員の定数及び現員	1 2
3 事務局の事務分掌	1 2
4 人事委員会規則の制定改廃状況	1 2
5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	1 2
6 令和4年度予算の状況	1 3
第3章 任用関係業務	2 0
1 採用試験	2 1
(1) 実施日程	2 1
(2) 受験資格及び試験方法	2 2
(3) 特徴と受験者の確保	2 4
(4) 令和4年度試験概要	2 5
(5) 採用試験実施結果一覧	2 7
2 採用及び昇任の選考結果	2 8
第4章 給与関係業務	2 9
1 職員給与の実態	3 0
(1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成	3 0
(2) 給料表別の平均給与月額等	3 1
2 民間給与の調査	3 2
(1) 調査事業所	3 2
(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	3 2
(3) 諸手当の支給状況	3 3
3 職員の給与に関する報告及び勧告	3 4
(1) 職員給与と民間給与との較差	3 4
(2) 報告（むすび）	3 4
(3) 勧告	3 8
4 勧告実施の状況	3 8

第5章 勤務条件関係等業務	39
1 勤務条件	40
2 服務	40
3 その他	41
第6章 公平審査関係業務	42
1 勤務条件に関する措置要求	43
(1) 令和4年度において判定したもの	43
(2) 令和4年度において審査したもの	43
(3) 令和4年度において却下したもの	43
(4) 令和4年度において取下げのあったもの	43
2 不利益処分に関する審査請求	43
(1) 令和4年度において裁決したもの	43
(2) 令和4年度において審査したもの	43
(3) 令和4年度において却下したもの	43
(4) 令和4年度において取下げのあったもの	43
(5) 令和4年度において打ち切ったもの	43
3 苦情処理	43
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	43
第7章 職員団体関係業務	44
1 職員団体の登録	45
(1) 県関係	45
(2) 受託地方公共団体関係	45
2 管理職員等の範囲の指定	46
(1) 県関係	46
(2) 受託地方公共団体関係	46
第8章 労働基準監督機関関係業務	48
1 労働基準監督機関職権行使者	49
2 労働基準法別表第1の事業区分	49
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	49
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	49

# 第 1 章

## 人事委員会関係

# 第1章 人事委員会関係

## 1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和26年6月12日に、岡山県人事委員会設置条例(昭和26年6月11日条例第34号)により設置された。

## 2 人事委員会の組織と権限

### (1) 組織

人事委員会は3人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分等の審査請求に対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

### (2) 権限

人事委員会の権限は、地方公務員法第8条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

行政権限	人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
	給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
	人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。
	人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
	給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。
	職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。
	職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
	職員の苦情を処理すること。
準立法的権限	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。
	法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。
準司法的権限	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。
	職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
	学校医等の公務災害補償に関する審査請求を審査すること。

### 3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

職・氏名	就任年月日	任期	備考
委員長 秋山 義信	平成26年10月13日	令和 4年10月12日	2期満了 平成30年11月1日から委員長
委員長 吉松 裕子	令和元年10月 6日	令和 5年10月 5日	1期目 令和4年10月19日から委員長 令和4年10月18日まで労働基準監督機関職権行使者
委員長職務代理者 武井 祐子	平成30年 7月16日	令和 8年 7月15日	2期目 平成30年11月6日から委員長職務代理者
委員 安田 寛	令和 4年10月13日	令和 8年10月12日	1期目 令和4年10月19日から労働基準監督機関職権行使者

### 4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。会議は、委員全員が出席しなければ開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

#### (1) 令和4年度人事委員会開催状況

区 分	令和4年度
会 議	27回
議 案	80件
報 告 事 項	32件
そ の 他	15件

#### (2) 令和4年度人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

(資料1)

## 令和4年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4 / 7 (木)	1	議第1号 議第2号 議第3号  報告事項  そ の 他	令和4年度岡山県職員A採用試験の実施について 令和4年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施について 令和4年度第1回岡山県警察官採用試験第一次試験問題の決定について  (1) 令和4年職種別民間給与実態調査の実施について (2) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について  ・令和4年度に実施する採用試験に係る採用予定者数等について
4 / 21 (木)	2	議第4号  報告事項  そ の 他	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について(学歴免許等資格区分表への資格の追加等)  (1) 令和3年度苦情相談(下半期)の処理状況について (2) 令和3年度勤務条件等実態調査(後期)について (3) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要について  ・委員視察について
5 / 12 (木)	3	議第5号 議第6号 議第7号 報告事項 そ の 他	令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則の制定等について 令和4年度岡山県職員A採用試験(アピール型)第二次試験のグループワーク課題の決定について 令和4年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験問題の決定について  (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要について  ・全人連公平審査事務研修会の研究テーマについて
5 / 25 (水)	4	議第8号 議第9号	令和4年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について 令和4年度岡山県警察行政職員B採用試験の実施について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		報告事項 その 他	(1) 令和4年度岡山県職員A採用試験の申込状況について ・令和4年度中国地方人事委員会協議会委員全員会議の意見交換議題等について
6/10 (金)	5	議第10号 議第11号 その 他	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 令和4年度岡山県職員A採用試験(アピール型)に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について ・令和4年人事委員会勧告日に係る日程調整について
7/7 (木)	6	議第12号 議第13号 その 他	令和4年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験の実施について 令和4年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施について ・勧告に向けた委員会協議予定案について ・委員視察について
7/28 (木)	7	議第14号 報告事項 その 他	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況について ・委員視察について ・岡山県職員A採用試験二次試験の実施について
8/8 (月)	8	議第15号 議第16号 議第17号	審査請求の受理について 令和4年度岡山県警察行政職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和4年度岡山県職員A採用試験の追加実施について
8/24 (水)	9	議第18号 議第19号 議第20号	本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案について 職員の給与等に関する報告及び勧告について 令和4年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について



月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第21号  報告事項	令和4年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験 第一次試験問題の決定について  (1) 令和4年度勤務条件等実態調査(前期)について (2) 全人連公平審査事務研修会の概要について
8/31 (水)	10	議第22号  報告事項  そ の 他	職員の給与等に関する報告及び勧告について  (1) 時間外勤務命令の特例適用に係る任命権者からの報告について (2) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要について  ・令和4年度教職員の勤務実態調査結果について
9/9 (金)	11	議第23号 議第24号 議第25号 議第26号 議第27号  報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 条例案に対する人事委員会の意見について 職員の育児休業等に関する規則等の一部改正について 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部 改正について 令和4年度岡山県職員A採用試験の追加実施について  (1) 令和4年第1号審査請求事案に係る答弁書等の受理等について (2) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要 (3) 中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要
9/16 (金)	12	議第28号 議第29号 議第30号  報告事項  そ の 他	職員の給与等に関する報告及び勧告について 令和4年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第一次試験問題の決定 について 岡山県警察官採用試験に係る実施計画(令和4年度第2回)の変更承認につ いて  (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要  ・岡山県職員共闘会議との委員会見(9月20日)について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
9 / 2 2 (木)	13	議第31号 議第32号  報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 岡山県職員倫理規則の一部改正に係る人事委員会の意見について  (1) 令和4年第1号審査請求事案に係る求釈明への回答の受理について (2) 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議からの要請書受取の概要
9 / 2 8 (水)	14	議第33号 議第34号 議第35号 議第36号 議第37号  報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について 新型コロナウイルス感染症への対応に係る特別休暇について 職員の定年等に関する規則の一部改正について 職員の再任用に関する規則の廃止について 職員の定年等に関する制度の運用について  (1) 岡山県職員共闘会議との委員会見の概要 (2) 令和4年第1号審査請求事案に係る反論書提出期限の延期について
1 0 / 1 9 (水)	15	議第38号 議第39号 議第40号 議第41号  議第42号  議第43号	委員長の選任について 委員長職務代理者の指定について 労働基準監督機関の職権に係る人事委員会委員への委任について 令和4年度障がい者を対象とした岡山県職員等採用試験第一次試験問題の決定について 令和4年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第二次試験問題の決定について 令和4年度岡山県職員A採用試験(追加実施分)に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
1 1 / 1 0 (木)	16	議第44号  議第45号  報告事項	令和4年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和4年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第二次試験の課題の決定について  (1) 都道府県人事委員会等の報告・勧告の概要について (2) 令和4年第1号審査請求事案に係る反論書の受理等について (3) 令和4年度(上半期)苦情相談の処理状況について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
			(4) 解雇予告の除外認定について
11/24 (木)	17	議第46号 議第47号	特地勤務手当に係る特地公署の指定基準について 令和4年度岡山県警察行政職員B採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
12/7 (水)	18	議第48号 議第49号 議第50号 議第51号 議第52号 報告事項	特地勤務手当に係る特地公署の指定基準について 条例案に対する人事委員会の意見について 令和4年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和4年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和4年度岡山県職員A採用試験(追加実施分)に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (1) 令和4年第1号審査請求事案に係る再答弁書の受理について
12/13 (火)	19	議第53号	条例案に対する人事委員会の意見について
12/16 (金)	20	議第54号 議第55号 議第56号 その他	令和4年第1号審査請求事案に係る求釈明等について 職員の分限に関する規則の一部改正について 岡山県職員給与条例等の改正に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について ・警察官採用試験(第一次試験における体力試験配点)の見直しについて
1/12 (木)	21	議第57号 報告事項 その他	岡山県警察官採用試験に係る実施基準の変更承認について (1) ラスパイレス指数の状況について ・令和4年度 職員募集関係説明会の実施状況
1/26 (木)	22	議第58号 議第59号	令和4年第1号審査請求事案に係る求釈明への回答の受理等について 審査請求の受理について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		議第60号 議第61号	令和5年度岡山県職員等採用試験実施計画について 岡山県警察官採用試験に係る実施計画の承認について
2 / 9 (木)	23	議第62号  報告事項	岡山県職員給与条例の改正に伴う人事委員会規則及び通知の一部改正について  (1) 令和4年第1号審査請求事案に係る求釈明への回答の受理について
2 / 22 (水)	24	議第63号 議第64号  議第65号 議第66号  その他	令和4年第1号審査請求事案に係る再反論書の受理等について 職員の定年引上げに伴う給与関係等に係る人事委員会規則及び通知の一部改正等について 特勤勤務手当等に関する規則等の一部改正について 令和5年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の実施について  ・令和5年度岡山県職員募集パンフレットについて
3 / 8 (水)	25	議第67号 議第68号 議第69号  議第70号 議第71号 議第72号 議第73号  報告事項  その他	令和4年第1号審査請求事案に係る準備手続の開催等について 条例案に対する人事委員会の意見について 義務教育学校の設置及び小・中学校の統廃合に伴う人事委員会規則及び通知の一部改正について 初任給調整手当に関する規則の一部改正について 令和6年度以降の昇給の取扱いについて 60歳を超えて任用された臨時的任用教員等の給料月額について 通勤手当（新幹線鉄道等利用）に係る人事委員会の承認について  (1) 令和5年第1号審査請求事案に係る答弁書の受理について (2) 令和4年度勤務条件等実態調査（後期）について (3) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要  ・保健福祉部の組織体制見直しについて
3 / 17 (金)	26	議第74号 議第75号	令和5年4月1日人事異動に伴う協議について 令和5年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について

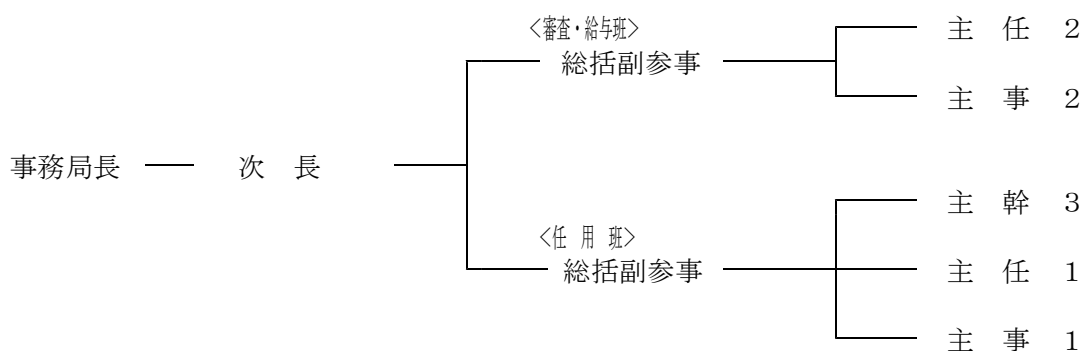
月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
		報告事項	(1) 令和5年4月1日人事異動に伴う協議の委員長専決について
3 / 27 (月)	27	議第76号 議第77号 議第78号 議第79号 議第80号 報告事項	令和4年第1号審査請求事案に係る口頭審理の開催等について 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 岡山県人事委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正について 岡山県職員等採用試験の結果に係る保有個人情報の本人への提供に関する事務取扱要領の制定について 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定の廃止について  (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要について

## 第 2 章

### 事務局の組織及び分掌事務等

## 第2章 事務局の組織及び分掌事務等

### 1 事務局の組織



(令和4年4月1日現在)

### 2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 12人  
 人事委員会事務局の職員現員 13人  
 [岡山県職員等定数条例第2条6号]

### 3 事務局の事務分掌

班	事務分掌
審査・給与班	1 事務局職員の任免その他人事に関する事 2 予算経理及び物品出納に関する事 3 審査請求・措置要求に関する事 4 分限・懲戒及び服務の手續に関する事 5 勤務時間その他の勤務条件に関する事 6 労働基準監督に関する事 7 職員団体に関する事 8 給与等に関する報告及び勧告に関する事 9 民間給与実態調査に関する事 10 職員給与実態調査に関する事 11 給料表及び初任給・昇格・昇給等に関する事 12 諸手当その他給与制度に関する事
任用班	1 採用試験に関する事 2 選考に関する事 3 臨時的任用に関する事

### 4 人事委員会規則の制定改廃状況

(資料2) のとおり

### 5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

(資料3) のとおり

## 6 令和4年度予算の状況

当初予算額事項別一覧表

(単位：千円)

分 類 事 項 名	予 算 額 ( )は前年	財源内訳		説 明
		特 定	一 般	
(義務) 人事委員会事務局 職 員 費	104,690 (105,463)		104,690 (105,463)	事務局人件費 給 料 48,571 諸手当 37,621 共済費 18,498
(一般) 人 事 委 員 会 費	7,314 (7,357)		7,314 (7,357)	委員報酬等経費 (報酬額) 平成23年4月1日改定 委員長：日額 35,000円 月額 45,000円 委 員：日額 30,000円 月額 35,000円
(一般) 人事委員会事務局 運 営 費	17,469 (17,835)	465 (462)	17,004 (17,373)	事務局運営費 17,004 受託公平委員会費 465 10市12町村36一部事務組合に係る公平委員会 の受託事務費(年額) 市 @30×10団体 町村(百人以上) @ 9× 6団体 町村(百人未満) @ 6× 6団体 一部事務組合 @ 2×36団体
事務局計	129,473 (130,655)	465 (462)	129,008 (130,193)	



(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則番号	公年 布 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
26	R4.5.20	令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則	令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用範囲等を定める。	R4.5.20
27	R4.6.17	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益的法人等への職員派遣見直しに伴い、所要の改正を行う。	R4.6.17
28	R4.6.21	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公益的法人等への職員派遣見直しに伴い、所要の改正を行う。	R4.6.21
29	R4.9.30	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日までに拡大する改正を行う。	R4.10.1
30	R4.9.30	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	期末手当及び勤勉手当における育児休業期間の除算の取扱いについて、除算期間を合算しないこととする改正を行う。	R4.10.1
31	R4.9.30	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	職員の定年等に関する条例の一部改正に鑑み、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める等所要の改正を行う。	R4.10.1
32	R4.9.30	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例第2条の3第3号及び第2条の4の規定(子の1歳6か月到達日及び2歳到達日まで育児休業を行う場合の規定)による「人事委員会規則で定める特別の事情」を規定する等の改正を行う。	R4.10.1
33	R4.9.30	職員の再任用に関する規則を廃止する規則	職員の再任用に関する条例が廃止されることに伴い、規則を廃止する。	R4.10.1
34	R4.9.30	会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日までに拡大する改正を行う。	R4.10.1
35	R4.9.30	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際してその給与から控除することができる項目について、所要の改正を行う。	R4.10.1

(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則番号	公年 月 布日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
36	R4.12.23	職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	職員の分限に関する条例第2条第4号の規定による休職の期間を分限規則第4条第2項の規定により判断するための書類に「職員が不妊症又は不育症のため治療を実施することを医師が証する書類」を追加する改正を行う。	R4.12.23
37	R4.12.23	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例の一部改正に伴い、離島に所在する公署への通勤のため、高速船を利用する職員に係る通勤手当の支給要件等を定める。	R5.1.1
38	R4.12.23	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	R4.12.23
39	R4.12.23	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行う。	R4.12.23
40	R4.12.23	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	岡山県職員給与条例の一部改正に伴い、短時間勤務会計年度任用職員の通勤に要する費用弁償の額について、所要の改正を行う。	R5.1.1
1	R5.2.3	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。	R5.2.3
2	R5.2.14	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R5.2.17
3	R5.2.17	期末手当及び勤勉手当に関する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	R5.4.1
4	R5.3.3	岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
5	R5.3.3	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
6	R5.3.3	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1

(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則番号	公年 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
7	R5.3.3	産業教育手当支給規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
8	R5.3.3	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
9	R5.3.3	特勤手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
10	R5.3.3	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
11	R5.3.3	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
12	R5.3.3	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
13	R5.3.3	職員の分限に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
14	R5.3.3	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
15	R5.3.3	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
16	R5.3.3	単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
17	R5.3.3	管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1

(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則番号	公年 布 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
18	R5.3.3	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
19	R5.3.3	職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
20	R5.3.3	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
21	R5.3.3	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
22	R5.3.3	岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
23	R5.3.3	給与条例附則第10項、第12項、第14項又第15項の規定による給料に関する規則	地方公務員法及び職員の定年等に関する条例等の一部改正等により、職員の定年が引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢調整額の対象者及び具体的な額の算定方法等を定める。	R5.4.1
24	R5.3.7	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特地公署等に係る指定を見直し、特地公署等の級別指定を行う。	R5.4.1
25	R5.3.14	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R5.3.16
26	R5.3.14	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R5.3.16
27	R5.3.17	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	獣医師の採用年齢の引上げに伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
28	R5.3.20	寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	廃校に伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
29	R5.3.20	岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	義務業育学校の設置及び小・中学校の統廃合に伴い、へき地学校の指定等所要の改正を行う。	R5.4.1

(資料2)

## 人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
30	R5.3.20	給料の調整額に関する規則の一部を 改正する規則	義務業育学校の設置に伴い所要の 改正を行う。	R5.4.1
31	R5.3.20	初任給、昇格、昇給等の基準に関す る規則の一部を改正する規則	義務業育学校の設置に伴い所要の 改正を行う。	R5.4.1
32	R5.3.28	岡山県人事委員会が取り扱う個人情 報の保護に関する規則の一部を改正 する規則	個人情報の保護に関する法律の一部 改正により、同法の規定が地方公 共団体に適用されることに伴い、規定 の整備を行う。	R5.4.1
33	R5.3.31	管理職手当に関する規則の一部を改 正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行 う。	R5.4.1
34	R5.3.31	給料表の適用範囲に関する規則の一 部を改正する規則	組織の改編に伴い、所要の改正を行 う。	R5.4.1
35	R5.3.31	給料の調整額に関する規則の一部を 改正する規則	組織の改編に伴い、所要の改正を行 う。	R5.4.1
36	R5.3.31	管理職員等の範囲を定める規則の一 部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行 う。	R5.4.1
37	R5.3.31	初任給、昇格、昇給等の基準に関す る規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行 う。	R5.4.1
38	R5.3.31	公益的法人等への職員の派遣等 に関する規則の一部を改正する規則	公益的法人等への職員派遣見直し に伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1
39	R5.3.31	職員の退職管理に関する規則の一 部を改正する規則	岡山県行政組織規則の一部改正に 伴い、所要の改正を行う。	R5.4.1

(資料3)

### 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

議会	条 例 案	意 見
6月議会	—	—
9月議会	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (企業職員に適用される部分を除く。)	異議ありません
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません
	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません
11月議会	岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	異議ありません
	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。)	異議ありません
2月議会	岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例等の一部を 規制する条例(第1条、第3条第1号及び第4条に限る。)	異議ありません

# 第 3 章

## 任用關係業務

### 第3章 任用関係業務

#### 1 採用試験 (1) 実施日程

試験名	公示日	申込受付期間	第一次試験日場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県職員A採用試験	4月22日	4月22日 ～ 5月20日	6月19日 岡山大学 明治学院大学	7月13日 ～ 7月15日、 7月19日 ～ 7月21日、 8月6日 ～ 8月11日	8月26日
岡山県職員A採用試験(追加1)	8月19日	8月19日 ～ 9月5日	9月18日 岡山県庁分庁舎	10月6日、 10月15日	10月25日
岡山県職員A採用試験(追加2)	9月16日	9月16日 ～ 10月14日	11月6日 岡山県庁分庁舎	11月24日、 12月3日	12月13日
岡山県職員A採用試験(アピール型)	3月1日	3月1日 ～ 3月31日	4月17日 岡山大学 都道府県会館	6月4日 ～ 6月5日	6月16日
岡山県職員B採用試験	7月1日	7月1日 ～ 8月19日	9月25日 岡山大学	10月29日、 ～ 11月4日	11月18日
市町村立小・中学校事務職員採用試験	8月9日	8月9日 ～ 9月16日	10月16日 岡山大学 ビジョントワーナー永田町	11月26日 ～ 11月27日	12月13日
社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験	8月9日	8月9日 ～ 9月16日	10月23日 岡山県庁分庁舎	11月28日 ～ 11月29日	12月13日
障がい者対象の 岡山県職員 市町村立小・中学校事務職員採用試験	8月9日	8月9日 ～ 9月16日	10月23日 岡山県庁分庁舎	11月28日 ～ 11月29日	12月13日
岡山県警察官等採用試験	3月1日	3月1日 ～ 4月1日	5月8日 岡山大学 4月30日、5月1日 岡山県警察学校	7月2日 ～ 7月4日	7月20日
警察官A (男性・女性)					
警察行政職員A	4月22日	4月22日 ～ 5月20日	6月19日 岡山大学 明治学院大学	7月30日	8月12日



試験	試験名	公示日	申込受付期間	第一試験会場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県警察官等採用試験	警察官A (男性・女性)	7月1日	7月1日 ～ 8月12日	9月18日 岡山大学 9月17日、23日 岡山県警察学校	11月19日 ～ 11月20日	12月2日
	警察官B (男性・女性)	7月1日	7月1日 ～ 8月12日	9月25日 岡山大学	11月12日	12月2日
	警察行政職員 (障がい者対象)	8月9日	8月9日 ～ 9月16日	10月23日 岡山県庁分庁舎	11月28日 ～ 11月29日	12月13日

(2) 受験資格及び試験方法

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
県職員A > < 行政、環境、衛生、農業、土木、畜産、電気、林業、建築、畜産、林業、電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</li> <li>平成13年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者</li> <li>②①と同等と認める者</li> </ul> </li> </ul>	第一試験 ・ 教養試験 2時間30分 ・ 専門試験 2時間 ・ 専門試験 2時間 ・ 適性検査	第二試験 ・ 口述試験
職員A (追加1) > < 土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</li> <li>平成13年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者</li> <li>②①と同等と認める者</li> </ul> </li> </ul>	第一試験 ・ 教養試験 2時間 ・ 専門試験 2時間 ・ 専門試験 2時間 ・ 適性検査	第二試験 ・ 口述試験
員A (追加2) > < 畜産、林業、電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</li> <li>平成13年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者</li> <li>②①と同等と認める者</li> </ul> </li> </ul>	第一試験 ・ 教養試験 2時間 ・ 専門試験 2時間 ・ 専門試験 2時間 ・ 適性検査	第二試験 ・ 口述試験
等 < 行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者</li> <li>平成13年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者</li> <li>②①と同等と認める者</li> </ul> </li> </ul>	第一試験 (SPI3) ・ 基礎能力試験 1時間10分 ・ 択一式試験 ・ アピールシート試験 1時間30分 ・ 適性検査	第二試験 ・ 口述試験

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験	試験
試験区 分	＜県職員B＞ 事務、土木、林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年4月2日から平成17年4月1日までで生まれた者</li> <li>ただし、次のいずれかに該当する者を除く。(を卒業した学校教育法による大学(短期大学を除く。))を卒業した者と同等と認める者</li> <li>① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者と同等と認める者</li> <li>② ①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>専門試験(土木、林業のみ) 2時間</li> <li>専門試験(土木、林業のみ) 2時間</li> <li>適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作文試験</li> <li>口述試験</li> </ul>
	市町村立小・中学校 事務職	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 平成4年4月2日から平成13年4月1日までで生まれた者</li> <li>B 平成13年4月2日から平成17年4月1日までで生まれた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>専門試験(土木のみ) 1時間 30分</li> <li>専門試験(行政のみ) 2時間</li> <li>論文試験(行政のみ) 1時間 30分</li> <li>適性検査</li> <li>資格加算点(行政のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>論文試験(土木のみ)</li> </ul>
職 員 等	社会人経験者等対象 の県職員 行政、土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和57年4月2日から平成8年4月1日までで生まれた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>専門試験(土木のみ) 1時間 30分</li> <li>論文試験(行政のみ) 2時間</li> <li>適性検査</li> <li>資格加算点(行政のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>
	障がい者対象の ・ 県職員 ・ 市町村立小・中学校 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる全ての要件を満たす者</li> <li>① 平成4年4月2日から平成17年4月1日までで生まれた者</li> <li>② 次のいずれかの手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者</li> <li>ア 身体障害者手帳</li> <li>イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事に障害者の医師が作成した、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書</li> <li>ウ 産業医による準じる診断書・意見書</li> <li>エ 都道府県知事等が交付する療育手帳</li> <li>オ 児童相談所等による知的障害者であることの判定書</li> <li>カ 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>キ 活字印刷文書による出題に対応できる者(点字による出題は県職員に限る)</li> <li>③ ①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>専門試験</li> <li>作文試験</li> <li>適性検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>
警 察 官	警 察 官 (男性・女性) 令和4年10月採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成4年4月2日から平成16年4月1日までで生まれた者</li> <li>ただし、次のいずれかに該当する者を除く。(を卒業した学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者と同等と認める者)</li> <li>① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者と同等と認める者</li> <li>② ①</li> <li>③ ①</li> <li>④ ①</li> <li>⑤ ①</li> <li>⑥ ①</li> <li>⑦ ①</li> <li>⑧ ①</li> <li>⑨ ①</li> <li>⑩ ①</li> <li>⑪ ①</li> <li>⑫ ①</li> <li>⑬ ①</li> <li>⑭ ①</li> <li>⑮ ①</li> <li>⑯ ①</li> <li>⑰ ①</li> <li>⑱ ①</li> <li>⑲ ①</li> <li>⑳ ①</li> <li>㉑ ①</li> <li>㉒ ①</li> <li>㉓ ①</li> <li>㉔ ①</li> <li>㉕ ①</li> <li>㉖ ①</li> <li>㉗ ①</li> <li>㉘ ①</li> <li>㉙ ①</li> <li>㉚ ①</li> <li>㉛ ①</li> <li>㉜ ①</li> <li>㉝ ①</li> <li>㉞ ①</li> <li>㉟ ①</li> <li>㊱ ①</li> <li>㊲ ①</li> <li>㊳ ①</li> <li>㊴ ①</li> <li>㊵ ①</li> <li>㊶ ①</li> <li>㊷ ①</li> <li>㊸ ①</li> <li>㊹ ①</li> <li>㊺ ①</li> <li>㊻ ①</li> <li>㊼ ①</li> <li>㊽ ①</li> <li>㊾ ①</li> <li>㊿ ①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養試験一式</li> <li>専門試験</li> <li>論文試験</li> <li>適性検査</li> <li>資格加算点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>身体検査 2</li> </ul>

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
警察官(男性・女性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成元年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者</li> <li>①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者</li> <li>②①と同等と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験式</li> <li>択一式試験</li> <li>論式試験</li> <li>適性検査</li> <li>身体検査</li> <li>資格検査</li> <li>①</li> </ul> 2時間 1時間 3時間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>身体検査</li> <li>2</li> </ul>
警察官(男性・女性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①②)に該当しないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験式</li> <li>択一式試験</li> <li>論式試験</li> <li>適性検査</li> <li>身体検査</li> <li>資格検査</li> <li>①</li> </ul> 2時間 1時間 3時間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> <li>身体検査</li> <li>2</li> </ul>
警察行政職員A	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年4月2日以降に生まれた者</li> <li>平成13年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者</li> <li>①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者</li> <li>②①と同等と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験式</li> <li>択一式試験</li> <li>論式試験</li> <li>適性検査</li> </ul> 2時間 1時間 30分 30分	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>
警察行政職員B	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</li> <li>平成13年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者</li> <li>①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者</li> <li>②①と同等と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験式</li> <li>択一式試験</li> <li>論式試験</li> <li>適性検査</li> </ul> 2時間 1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>
障がい者対象職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる全ての要件を満たす者</li> <li>①平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者</li> <li>②次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者</li> <li>ア身体障害者手帳</li> <li>イ身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事に定められた障害者の種別及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書</li> <li>ウ産業医による診断書・意見書</li> <li>エ都道府県知事等が交付する療育手帳</li> <li>オ児童相談所等による知的障害者であることの判定書</li> <li>カ精神障害者保健福祉手帳</li> <li>ク活字印刷用点字による出題に対応できる者</li> <li>③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験式</li> <li>択一式試験</li> <li>論式試験</li> <li>適性検査</li> </ul> 2時間 1時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>口述試験</li> </ul>

(3) 特徴と受検者の確保  
 ア 申込は、警察官に  
 イ 新型コロナウィルス感染症の影響を受ける中、受検者の確保に向け、採用説明会においては、対面方式とオンライン方式を併用も含め状況に応じて使い分ける等、参加者の安全面や利便性の向上等に配慮して開催した。

(3) 特徴と受検者の確保  
 ア (6月一次試験実施分) では対前年比約2.5%減、県職員Bについては約29.6%増であった。  
 イ 申込は、警察官に  
 ウ 新型コロナウィルス感染症の影響を受ける中、受検者の確保に向け、採用説明会においては、対面方式とオンライン方式を併用も含め状況に応じて使い分ける等、参加者の安全面や利便性の向上等に配慮して開催した。

(4) 令和4年度試験概要  
① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用	申込者	受験者	受験率	第一次	第二次	最終	競争率	採用者	
		予定者 (人)	(人)	(人)	(%)	合格者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)	受験者/最終合格者 (倍)	(人)	
<b>県職員A</b> 公示 4月22日 一次 6月19日 一次合格発表 6月30日 二次 7月13日～15日 7月19日～21日 8月6日～11日 二次合格発表 8月26日	行政	64	(149) 396	(108) 282	71.2	(67) 192	(61) 168	(45) 85	3.3	(31) 63	
	環境	2	(7) 23	(6) 14	60.9	(3) 8	(3) 8	2	7.0	2	
	衛生	3	(6) 9	(5) 8	88.9	(2) 4	(2) 3	(1) 2	4.0	(1) 2	
	農業	9	(13) 35	(11) 28	80.0	(10) 24	(9) 21	(7) 11	2.5	(5) 9	
	土木	8	(9) 31	(7) 22	71.0	(6) 19	(5) 18	(3) 10	2.2	(3) 10	
	農業土木	8	(2) 15	(2) 9	60.0	(2) 9	(1) 5	(1) 5	1.8	(1) 5	
	畜産	5	(5) 9	(3) 6	66.7	(3) 6	(2) 5	(2) 4	1.5	(2) 4	
	林業	4	(2) 6	(2) 5	83.3	(2) 3	(2) 3	(2) 3	1.7	1	
	建築	2	(3) 10	(1) 7	70.0	4	4	2	3.5	2	
	電気	4	(1) 12	(1) 7	58.3	(1) 5	4	2	3.5	2	
	計	109	(197) 546	(146) 388	71.1	(96) 274	(85) 239	(61) 126	3.1	(43) 100	
	<b>県職員A (追加)</b> 公示 8月19日 一次 9月18日 一次合格発表 9月28日 二次 10月6日、15日 二次合格発表 10月25日	農業土木	3	(1) 9	(1) 8	88.9	(1) 7	(1) 5	(1) 3	2.7	(1) 3
	<b>県職員A (追加)</b> 公示 9月16日 一次 11月6日 一次合格発表 11月16日 二次 11月24日、12月3日 二次合格発表 12月13日	畜産	3	(1) 6	3	50.0	3	2	2	1.5	2
	林業	3	(2) 11	(1) 6	54.5	(1) 6	5	2	3.0	2	
	電気	2	3	1	33.3	1	1	0	-	0	
	計	8	(3) 20	(1) 10	50.0	(1) 10	8	4	2.5	4	
<b>県職員A (アピール型)</b> 公示 3月1日 一次 4月17日 一次合格発表 5月11日 二次 6月4日、5日 二次合格発表 6月16日	行政	11	(125) 238	(91) 186	78.2	(25) 44	(22) 39	(13) 17	10.9	(10) 14	
<b>県職員B</b> 公示 7月1日 一次 9月25日 一次合格発表 10月12日 二次 10月29日 10月29日～11月4日 二次合格発表 11月18日	事務	5	(27) 55	(23) 47	85.5	(6) 15	(6) 15	(5) 6	7.8	(3) 3	
	土木	3	(2) 10	(2) 9	90.0	(2) 9	(2) 9	(2) 6	1.5	(2) 3	
	林業	2	5	5	100.0	5	5	3	1.7	3	
	計	10	(29) 70	(25) 61	87.1	(8) 29	(8) 29	(7) 15	4.1	(5) 9	
<b>社会人経験者等対象</b> 公示 8月9日 一次 10月16日 一次合格発表 11月2日 二次 11月26日、27日 二次合格発表 12月13日	行政	10	(59) 182	(48) 132	72.5	(11) 30	(11) 25	(4) 10	13.2	(4) 9	
	土木	3	7	6	85.7	5	4	2	3.0	2	
	計	13	(59) 189	(48) 138	73.0	(11) 35	(11) 29	(4) 12	11.5	(4) 11	
<b>市町村立小・中学校事務 (県職員Bと同じ)</b>	A	9	(123) 225	(62) 114	50.7	(20) 46	(17) 35	(7) 9	12.7	(5) 7	
	B	7	(25) 39	(17) 29	74.4	(14) 21	(14) 21	(6) 8	3.6	(3) 4	
	計	16	(148) 264	(79) 143	54.2	(34) 67	(31) 56	(13) 17	8.4	(8) 11	
<b>障がい者対象</b> 公示 8月9日 一次 10月23日 一次合格発表 11月9日 二次 11月28日、29日 二次合格発表 12月13日	県職員(事務)	4	(4) 22	(4) 20	90.9	(2) 12	(2) 11	2	10.0	2	
	小・中学校事務	1	(1) 3	2	66.7	1	1	0	-	0	
	計	5	(5) 25	(4) 22	88.0	(2) 13	(2) 12	2	11.0	2	
① 県職員等合計		175	(567) 1,361	(395) 956	70.2	(178) 479	(160) 417	(99) 196	4.9	(71) 154	
総合 ① + ② (裏面)		181	(691) 1,557	(484) 1,094	70.3	(197) 515	(179) 452	(104) 203	5.4	(76) 160	

注：( ) は、女性で内数

②(警察関係)

警察行政職員A 公示 4月22日 一次 6月19日 一次合格発表 7月6日 二次 7月30日 二次合格発表 8月12日	警察行政 職員 A	3	(98) 151	(70) 105	69.5	(11) 20	(11) 20	(2) 4	26.3	( 2) 3
警察行政職員B 公示 7月1日 一次 9月25日 一次合格発表 10月12日 二次 11月12日 二次合格発表 12月2日	警察行政 職員 B	2	(25) 42	(18) 30	71.4	(8) 14	(8) 13	(3) 3	10.0	( 3) 3
障がい者対象 (県職員等と同じ)	警察行政 職員	1	(1) 3	(1) 3	100.0	2	2	0	-	0
② 警察行政合計		6	(124) 196	(89) 138	70.4	(19) 36	(19) 35	( 5) 7	19.7	( 5) 6

注：( ) は、女性で内数

(参考) 警察本部委任試験

試験名	試験区分	採用 予定者	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一次 合格者 (人)	第二次 受験者 (人)	最終 合格者 (人)	競争率 受験者/最終合格者 (倍)	採用者 (人)
第1回警察官 公示 3月1日 一次 5月8日 4月30日, 5月1日 一次合格発表 5月25日 二次 7月2日~4日 二次合格発表 7月20日	警察官B (男性)10月	9	158	123	77.8	74	67	12	10.3	8
	警察官B (女性)10月	3	49	35	71.4	22	19	3	11.7	3
	小計	12	207	158	76.3	96	86	15	10.5	11
	警察官A (男性)4月	18	202	154	76.2	103	95	30	5.1	21
	警察官A (女性)4月	5	74	52	70.3	37	34	9	5.8	7
	小計	23	276	206	74.6	140	129	39	5.3	28
	計		35	(123) 483	(87) 364	75.4	(59) 236	(53) 215	(12) 54	6.7
第2回警察官 公示 7月1日 一次 9月18日 9月17, 23日 一次合格発表 10月5日 二次 11月19日, 20日 二次合格発表 12月2日	警察官A (男性)	7	114	68	59.6	33	28	7	9.7	7
	警察官A (女性)	2	36	20	55.6	15	14	4	5.0	4
	小計	9	150	88	58.7	48	42	11	8.0	11
	警察官B (男性)	15	166	111	66.9	67	61	17	6.5	17
	警察官B (女性)	4	74	36	48.6	24	23	6	6.0	4
	小計	19	240	147	61.3	91	84	23	6.4	21
計		28	(110) 390	(56) 235	60.3	(39) 139	(37) 126	(10) 34	6.9	( 8) 32
警察官計	警察官A	( 7) 32	(110) 426	(72) 294	69.0	(52) 188	(48) 171	(13) 50	5.9	(11) 39
	警察官B	( 7) 31	(123) 447	(71) 305	68.2	(46) 187	(42) 170	( 9) 38	8.0	( 7) 32
	合計	(14) 63	(233) 873	(143) 599	68.6	(98) 375	(90) 341	(22) 88	6.8	(18) 71

注：( ) 内は、女性で内数

(5) 採用試験実施結果一覧

試験区分		令和4年度				令和3年度				令和2年度				
		採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	
県職員	A	行政	64	(108) 282	(45) 85	3.3	66	(123) 280	(49) 84	3.3	49	(127) 306	(35) 74	4.1
		環境※1	2	(6) 14	2	7.0	3	(1) 17	(1) 5	3.4	2	(7) 19	(1) 3	6.3
		衛生	3	(5) 8	(1) 2	4.0	4	(4) 6	(2) 4	1.5	2	(8) 8	(2) 2	4.0
		農業	9	(11) 28	(7) 11	2.5	10	(13) 40	(6) 13	3.1	14	(17) 36	(10) 18	2.0
		土木	8	(7) 22	(3) 10	2.2	15	(3) 14	(3) 10	1.4	17	(1) 12	(1) 7	1.7
		農業土木	8	(2) 9	(1) 5	1.8	5	(2) 9	(1) 6	1.5	7	(2) 6	(2) 6	1.0
		畜産	5	(3) 6	(2) 4	1.5	2	(3) 4	(2) 3	1.3	2	(3) 5	(1) 3	1.7
		林業	4	(2) 5	(2) 3	1.7	2	(1) 5	(1) 3	1.7	4	(2) 7	(2) 6	1.2
		建築	2	(1) 7	2	3.5	2	(1) 2	(1) 1	2.0	1	(3) 4	1	4.0
		電気	4	(1) 7	2	3.5	5	11	5	2.2	4	7	3	2.3
		環境(追加)	—	—	—	—	1	(2) 9	2	4.5	—	—	—	—
		土木(追加)	—	—	—	—	6	(1) 7	(1) 3	2.3	10	8	3	2.7
		農業土木(追加)	3	(1) 8	(1) 3	2.7	—	—	—	—	2	(2) 3	(1) 2	1.5
		畜産(追加)	3	3	2	1.5	—	—	—	—	—	—	—	—
		林業(追加)	3	(1) 6	2	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—
		建築(追加)	—	—	—	—	1	3	1	3.0	—	—	—	—
		電気(追加)	2	1	0	—	2	11	3	3.7	1	1	1	1.0
	行政(アピール型)	11	(91) 186	(13) 17	10.9	11	(112) 210	(15) 17	12.4	10	(64) 170	(7) 15	11.3	
	B	事務	5	(23) 47	(5) 6	7.8	4	(16) 30	(4) 7	4.3	4	(13) 36	(3) 5	7.2
		土木	3	(2) 9	(2) 6	1.5	3	(2) 10	(1) 7	1.4	3	9	3	3.0
林業		2	5	3	1.7	1	2	2	1.0	2	2	—	—	
社会人	行政	10	(48) 132	(4) 10	13.2	10	(42) 137	(3) 12	11.4	15	(54) 164	(7) 16	10.3	
	土木	3	6	2	3.0	3	5	3	1.7	3	7	4	1.8	
市町村立小・中学校事務職員	A	9	(62) 114	(7) 9	12.7	12	(76) 119	(10) 14	8.5	7	(77) 135	(4) 7	19.3	
	B	7	(17) 29	(6) 8	3.6	8	(20) 40	(7) 8	5.0	6	(27) 41	(5) 7	5.9	
県職員(障がい者対象)※2		4	(4) 20	2	10.0	8	(8) 26	(3) 6	4.3	8	(9) 19	(2) 4	4.8	
小・中学校事務職員(障がい者対象)※2		1	(1) 2	0	—	1	(1) 1	0	—	1	(1) 1	0	—	

試験区分			令和4年度				令和3年度				令和2年度				
			採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	
警察官	10月採用	警察官A	男性	/				/				8	18	2	9.0
			女性									2	9	2	4.5
		警察官B	男性									8	99	12	8.3
			女性									2	24	3	8.0
	4月採用	警察官A(男性)	第1回									23	180	43	4.2
			第2回									10	100	12	8.3
		警察官A(女性)	第1回									5	42	9	4.7
			第2回									2	23	5	4.6
		警察官B	男性									22	135	24	5.6
			女性									2	40	6	6.7
警察行政職員			A	3	(70) 105	(2) 4	26.3	5	(76) 128	(6) 7	18.3	5	(68) 115	(5) 9	12.8
			B	2	(18) 30	(3) 3	10.0	2	(19) 27	(2) 2	13.5	2	(12) 25	(2) 3	8.3
警察行政職員(障がい者対象)※2			1	(1) 3	0	—	1	(2) 9	1	9.0	1	1	0	—	

注：( )内は、女性で内数

※1 令和2年度までは「化学」として実施。

※2 平成30年度までの障がい者対象の試験は、身体障がい者のみを対象とし、県職員及び市町村立小・中学校事務職員は、併願可能としていた。

## 2 採用及び昇任の選考結果

給料表	等級	採用						合計	昇任											
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他		知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計					
行政職	9	1																		
	8																			
	7		1																	
	6	3	2	1																
	5	1	1																	
	4	2	2																	
	3	5	2																	
	2	7	1																	
	1	38	5																	
研究職	5																			
	4																			
	3																			
	2	1																		
	1																			
医療職 (一)	4																			
	3																			
	2	2																		
	1	5																		
医療職 (二)	7																			
	6																			
	5																			
	4	1																		
	3																			
	2	5																		
	1																			
医療職 (三)	6																			
	5																			
	4																			
	3	1																		
	2	8																		
	1																			
公安職	9			1																
	8																			
	7			9																
	6			7																
	5			4																
	4			8																
	3			1																
	2			1																
	1			5																
合計		80	14	37																131

## 第 4 章

### 給与関係業務



## 第4章 給与関係業務

### 1 職員給与の実態

令和4年4月1日現在における一般職の職員（企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。その結果は、次のとおりである。

（1）給料表別、性別、学歴別の職員構成

給料表		区 分	計	性 別		学 歴 別			
				男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 給 料 表	職 員 数	人	18,827	11,229	7,598	16,155	679	1,989	4
	構 成 比	%	100.0	59.6	40.4	85.8	3.6	10.6	0.0
行 政 職	職 員 数	人	4,812	3,172	1,640	3,624	307	878	3
	構 成 比	%	25.6	65.9	34.1	75.3	6.4	18.2	0.1
公 安 職	職 員 数	人	3,584	3,163	421	2,361	172	1,050	1
	構 成 比	%	19.0	88.3	11.7	65.9	4.8	29.3	0.0
教 育 職(一)	職 員 数	人	3,592	1,993	1,599	3,462	69	61	-
	構 成 比	%	19.1	55.5	44.5	96.4	1.9	1.7	-
教 育 職(二)	職 員 数	人	57	36	21	57	-	-	-
	構 成 比	%	0.3	63.2	36.8	100.0	-	-	-
小 中 教 育 職	職 員 数	人	6,270	2,593	3,677	6,163	107	-	-
	構 成 比	%	33.3	41.4	58.6	98.3	1.7	-	-
研 究 職	職 員 数	人	222	177	45	220	2	-	-
	構 成 比	%	1.2	79.7	20.3	99.1	0.9	-	-
医 療 職(一)	職 員 数	人	29	22	7	29	-	-	-
	構 成 比	%	0.2	75.9	24.1	100.0	-	-	-
医 療 職(二)	職 員 数	人	145	69	76	128	17	-	-
	構 成 比	%	0.8	47.6	52.4	88.3	11.7	-	-
医 療 職(三)	職 員 数	人	116	4	112	111	5	-	-
	構 成 比	%	0.6	3.4	96.6	95.7	4.3	-	-

注1：再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

## (2) 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	18,827	41.5	18.9	346,463	9,513	3,984	359,960
行 政 職	4,812	42.8	20.3	333,246	9,514	6,565	349,325
公 安 職	3,584	38.4	17.0	330,210	14,280	6,137	350,627
教 育 職 ( 一 )	3,592	44.8	21.7	377,227	9,107	4,726	391,060
教 育 職 ( 二 )	57	40.1	17.1	356,714	11,246	4,181	372,141
小 中 教 育 職	6,270	40.4	17.4	348,324	7,183	-	355,507
研 究 職	222	43.1	18.6	350,912	10,115	5,453	366,480
医 療 職 ( 一 )	29	39.6	12.9	425,176	7,224	73,679	506,079
医 療 職 ( 二 )	145	45.1	19.6	347,301	7,269	4,093	358,663
医 療 職 ( 三 )	116	38.7	15.5	309,355	2,065	2,340	313,760

注：給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

## 2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

### (1) 調査事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した250の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

なお、令和4年については、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

産 業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所				
産 業 計		210	90	89	31
農 業 , 林 業 , 漁 業		1	0	0	1
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業		16	6	7	3
製 造 業		102	42	48	12
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業		40	19	14	7
卸 売 業 , 小 売 業		17	4	11	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業, 物品賃貸業		10	8	2	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		24	11	7	6

### (2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

職 種	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	学 歴				
新 卒 事 務 員	大 学 卒	198,432	202,153	195,964	191,265
	短 大 卒	180,999	182,644	181,242	173,061
	高 校 卒	165,849	166,940	166,883	159,049
新 卒 技 術 者	大 学 卒	203,735	209,107	200,719	195,879
	短 大 卒	185,851	185,354	186,940	182,818
	高 校 卒	170,200	170,790	171,085	163,750

新卒事務員 及び 新卒技術者	大学卒	200,354	204,481	197,811	192,993
	短大卒	182,961	183,809	183,500	176,119
	高校卒	167,646	168,432	168,774	160,716

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況

ア 家族手当

支給の有無		事業所割合	
		岡山県	全国
家族手当制度がある		81.2%	75.3%
配偶者に家族手当を支給する		72.4%	55.1%
家族手当制度がない		18.8%	24.7%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,750円	13,499円
	配偶者と子1人	18,303円	20,210円
	配偶者と子2人	23,532円	26,483円

注：1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は、岡山県で89.1%、全国で73.7%である。

3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

イ 特別給（賞与及び臨時給与）

項目		区分		
		岡山県	全国	
		事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1)	334,048円	392,113円	287,920円
	上半期(A2)	334,402円	393,496円	289,276円
特別給の支給額	下半期(B1)	731,372円	841,319円	515,786円
	上半期(B2)	740,141円	892,197円	532,823円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.19月分	2.15月分	1.79月分
	上半期(B2/A2)	2.21月分	2.27月分	1.84月分
	年間計	4.40月分	4.41月分	

注：下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から7月までの期間をいう。

### 3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和4年10月6日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

#### (1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
371,364円	370,791円	573円 (0.15%)

注：民間給与、職員給与ともに、令和4年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

#### (2) 報告 (むすび)

##### ア 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

##### (ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与をわずかに下回っていることが判明した。

本委員会としては、本年の較差は極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることなどから、給料表の改定を行わないこととした。

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

改定に当たっては、優秀な人材確保が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、民間給与との間に差が生じている初任給を引き上げるとともに、若年層を対象とした改定を行うこととした。

なお、行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

##### (イ) 通勤手当

本委員会は、本年、離島に所在する公署について、職員の通勤実態等を把握するための現地調査を行い、高速船を利用する以外に通勤手段がなく、職員用公舎も老朽化などのため利用できない現状等を確認した。

こうした離島に所在する公署に勤務する場合であって、住居を得ることが著しく困難であり、高速船以外の通勤手段がないため、やむを得ず通常の運賃に加算される特別の料金等を負担する職員については、国家公務員の通勤手当制度を参考に、特別の料金等の負担を軽減するための措置を検討する必要がある。

##### (ウ) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすることとする。支給月数の引上げ分について、本年度は、12月期の勤勉手当に充て、令和5年度以降は、勤勉手当に充てた上で、6月期と12月期が同一となるよう配分することとする。

また、再任用職員の勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同

様に支給月数を引き上げることとする。

(エ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、能率的で活力がある公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートに向けて取り組むとしている。本委員会としても、今後、国や他の都道府県の動向を注視することとする。

イ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長</li> </ul>
部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長</li> <li>・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職</li> </ul>
部 次 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者</li> </ul>
課 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長</li> <li>・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職</li> </ul>
課 長 代 理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者</li> <li>・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者</li> <li>・ 課長に直属し部下4人以上を有する者</li> <li>・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者</li> </ul>
係 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係の長及び係長級専門職</li> <li>・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者</li> </ul>
主 任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者</li> <li>・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者</li> </ul>
係 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者</li> </ul>

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長		
8級	本庁部次長	課長		
7級	本庁困難課長		課長代理	課長
6級	本庁課長	課長代理		
5級	副参事		係長	課長代理
4級	主幹	係長		
3級	主任		主任	主任
2級	主事 技師	主任		
1級			係員	係員



### (3) 勧告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

#### ア 改定の内容

##### (ア) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

##### (イ) 諸手当

期末手当及び勤勉手当について

###### a 令和4年12月期の支給割合

- a) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分(特定幹部職員にあっては、1.25月分)とすること。
- b) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5月分(特定幹部職員にあっては、0.6月分)とすること。
- c) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

###### b 令和5年6月期以降の支給割合

- a) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(特定幹部職員にあっては、1.2月分)とすること。
- b) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分(特定幹部職員にあっては、0.575月分)とすること。
- c) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

#### 第2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、アの(イ)のaについては令和4年12月1日から、アの(イ)のbについては、令和5年4月1日から実施すること。

## 4 勧告実施の状況

民間給与との比較等に基づき、給料表については、若年層を対象に月例給の0.15%（改定額570円）引上げを勧告し、期末手当及び勤勉手当については、年間の支給割合を0.10月分引上げる勧告し、いずれも勧告どおり実施された。

## 第 5 章

### 勤務条件関係等業務

## 第5章 勤務条件関係等業務

### 1 勤務条件

(1) 職員の育児休業等に関する規則（平成4年岡山県人事委員会規則第6号）及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の運用についての制定について（令和元年10月25日岡人委第268号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和4年10月1日）

職員の育児休業等に関する条例の一部改正に鑑み、所要の改正を行った。

- ア 子の出生後8週間以内の育児休業の承認及び期間の延長について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮した。
- イ 非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の承認及び期間の延長の請求期限について2週間前と短縮する取扱いについて、子の1歳到達日及び1歳6か月到達日以前までに請求する場合に限った。
- ウ 育児休業（子の出生後8週間以内の育児休業を除く。）及び子の出生後8週間以内の育児休業のそれぞれについて、1人の子についての育児休業中に他の子も養育している場合に、その他の子についても休業のカウントの回数に含めた。
- エ 非常勤職員の育児休業の対象期間を子の1歳6か月到達日又は2歳到達日までとする要件を改める条例改正に伴い、人事委員会規則で定める特別の事情等を規定した。
- オ 条例改正により「育児休業等計画書」が削除され、「育児短時間勤務計画書」が新設されるため、これに応じた規定の整備を行った。
- カ 職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合に、そのうちの1人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育しているときには、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱った。
- キ 条例改正に伴う条項ずれの修正等の規定の整備を行った。

(2) 職員の育児休業等に関する規則の運用について（平成4年岡人委第361号通知）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和4年10月1日）

- ア 職員が育児休業を円滑に取得できるようにするための任命権者及び職員の留意事項を定めた。
- イ 様式第1号から様式第5号までを改めた。
- ウ その他規定の整備を行った。

(3) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和4年10月1日）

育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大した。

(4) 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和4年10月1日）

育児参加のための休暇について、その対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大した。

### 2 服 務

(1) 職員の分限に関する規則（昭和46年岡山県人事委員会規則第3号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和4年12月23日）

職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）第2条第4号の規定による休職の期間を分限規則第4条第2項の規定により判断するための書類に「職員が不妊症又は不育症のため治療を実施することを医師が証する書類」を追加した。

### 3 その他

知事部局が規定する組織規則の改正に伴い、職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号）を改正した。（適用：令和4年4月1日）

## 第 6 章

### 公平審查關係業務

## 第 6 章 公平審査関係業務

### 1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 令和4年度において判定したもの …… なし
- (2) 令和4年度において審査したもの …… なし
- (3) 令和4年度において却下したもの …… なし
- (4) 令和4年度において取下げのあったもの …… なし

### 2 不利益処分に関する審査請求

- (1) 令和4年度において裁決したもの …… なし
- (2) 令和4年度において審査したもの …… 1件
- (3) 令和4年度において却下したもの …… なし
- (4) 令和4年度において取り下げのあったもの …… なし
- (5) 令和4年度において打ち切ったもの …… なし

### 3 苦情処理

令和4年度において苦情相談があったもの …… 17件

(単位：件)

事項 \ 処理	制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入れ	その他	計
任用関係		3				3
給与関係		1				1
勤務条件	1	3	1			5
福利厚生			1			1
いじめ等	1	3				4
その他		2	1			3
計	2	1 2	3			1 7

### 4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

令和5年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市, 総社市, 高梁市, 新見市, 備前市, 瀬戸内市, 赤磐市, 真庭市, 美作市, 浅口市 (10市)	5 8 団体
町 村	和気町, 早島町, 里庄町, 矢掛町, 新庄村, 鏡野町, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村, 久米南町, 美咲町, 吉備中央町 (12町村)	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合 (35一部事務組合) 及び1広域連合	

## 第 7 章

### 職員団体関係業務

## 第 7 章 職員団体関係業務

### 1 職員団体の登録

#### (1) 県関係

令和 4 年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（7 件）。

登録事項の変更

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
1	岡山県職員労働組合	R4. 7. 13 R4. 10. 11	役員変更 役員変更
2	岡山県教職員組合	R4. 4. 22	役員変更
3	岡山県高等学校教職員組合	R4. 4. 22 R4. 5. 17	役員変更 役員変更
3 9	自治労岡山県学校事務職員労働組合	R4. 12. 23	役員変更
5 8	新岡山県教職員組合	R4. 6. 22	役員変更

#### (2) 受託地方公共団体関係

令和 4 年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（10 件）。

登録事項の変更

登録番号	団体名	登録変更年月日	変更内容
6	浅口市職員労働組合	R4. 10. 11	役員変更
33	浅口市職員組合	R4. 11. 24	役員変更
36	自治労早島町職員組合	R4. 9. 7	役員変更
48	総社市職員組合	R4. 8. 12	役員変更
50	自治労新見市職員組合	R4. 6. 22	役員変更
52	真庭市職員労働組合	R4. 8. 22	役員変更
53	西粟倉村職員組合	R4. 4. 12	役員変更
54	高梁市幼児教育教職員組合	R4. 4. 18	役員変更
55	井原市幼児教育教職員組合	R4. 4. 22	役員変更
56	総社市幼児教育教職員組合	R4. 4. 18	役員変更



## 2 管理職員等の範囲の指定

### (1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号	
知事 部 局	本 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療福祉連携推進監</li> <li>子ども・福祉政策企画監</li> <li>副参事（職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの及び秘書課に属する者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事</li> <li>福祉政策企画監</li> <li>主任（職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの）</li> </ul>	職の新設 及び廃止	R5.3.31 規則第36号	
	出先 機関	家畜保健衛生所	・参与			職の新設
		農林水産総合センター	・参与			職の新設
教育 委 員 会	教育事務所	・参事（教職員班に属する者）		職の新設		
人事委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>副参事</li> <li>総括主幹</li> </ul>		職の新設		

### (2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

公共団体	機 関	新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
高 梁 市	市長部局				R5.5.23 規則第41号
	教育委員会	文化交流館		館長 副館長	指定管理者制度導入に伴う機構の廃止

		総合文化会館		館長 副館長	指定管理者制度導入に伴う機構の廃止
真庭市	市長部局	振興局	次長		職の新設
	教育委員会	事務局	主事（教育総務課に属する者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）		職の新設
矢掛町	町長部局	本庁	総合政策監 財政係長 管財係長	財政管財係長	職の新設及び廃止
美咲町	町長部局	本庁	政策推進監 所長 所長代理	総務課長補佐	職の新設及び廃止
		保育園	副園長 園長代理		職の新設

## 第 8 章

### 労働基準監督機関関係業務

## 第 8 章 労働基準監督機関関係業務

### 1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、令和4年10月19日人事委員会の決議により、安田委員に委任されている。

### 2 労働基準法別表第1の事業区分

令和4年度においては、事業所の新設はなかった。

### 3 労働基準法に基づく諸届の受理等

令和4年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働、休日労働に関する協定の締結届	89	年度当初89件
解雇予告除外認定	1	
非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働届	1	

### 4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

令和4年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	49	衛生管理者42件、産業医7件  X線回折装置1件 X線回折装置1件 (一社)日本ボイラ協会委託分14件
健康診断結果報告	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	3	
労働者死傷病報告	2	
機械等設置届	1	
機械等廃止届	1	
特定機械等の性能検査実施	13	
第一種圧力容器休止報告	1	
ボイラ一休止報告	1	